

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
令和元年度及び第2期中期目標期間の業務実績に関する評価結果の反映状況について

1 令和元年度業務実績に関する評価結果の反映状況

評価項目 (※1)	令和元年度業務に係る 評価結果における指摘事項	業務運営及び計画への反映状況
技術支援、連携の推進及び 広報の強化	<p>○依頼試験、設備使用等の実施 依頼試験の実施件数等が目標 値に達していないことに加え、 依頼試験成績書の記載内容に転 記ミスによる誤りが発覚し、依 頼試験を適切に実施できなかつ たことから「B」評価(※2) とする。</p> <p>各研究本部において、チェック 体制の強化や試験データの取扱 いの明確化など再発防止策に取 り組んでいるが、再発防止の徹 底に向けて継続して取り組む必 要がある。</p>	<p>【令和2年度実績】</p> <p>○依頼試験、設備使用等の実施について、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術支援制度に関するチラシやパンフレット、クリアファイルを配付するとともにホームページ、メールマガジン等において利用者向けにPR活動を行った。 ・研修会・講習会、展示会などを活用した普及活動のほか、連携協定締結機関に対しても積極的に情報を提供し、利用者増加に向けた取組を行った。 ・依頼試験成績書の記載ミスの再発防止に向け、道総研全体として成績書発行に当たってのダブルチェック体制の確立や適切な試験データの保存などの再発防止策について、連携推進会議にて各研究本部の企画課長を通じ周知するなど、継続して再発防止の徹底に取り組んだ。 <p>【令和3年度計画】</p> <p>○依頼試験、設備使用等の実施について、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等からの依頼に応じて、試験、分析、測定や調査等を行う依頼試験を実施するとともに、試験機器等の設備を貸与する。実施にあたっては、書類や試験データ等の適切な取扱や確認作業を徹底し、適正に行う。 ・利用者から寄せられたニーズ・意見等を把握して、利便性の向上を図るとともに、道総研の強みを生かして企業等の多様なニーズに対応する。 ・利用の増加に向けて、ホームページによる実施内容の詳しい紹介や、展示会、成果発表会、各種会合等でのPR、関係団体や市町村を訪問しての紹介など情報の発信機会の増加に取り組む。

評価項目 (※1)	令和元年度業務に係る 評価結果における指摘事項	業務運営及び計画への反映状況
その他業務運営	<p>○法令の遵守 交通違反・事故の防止や綱紀の保持など法令遵守や研究活動における不正行為の防止について研修等を行い、法令遵守意識の向上を図っているものの、共同研究者に対して事実隠蔽を指示した行為、銃刀法違反行為など、職員の非違行為が発生したことから「B」評価(※2)とする。</p> <p>今後も法令遵守や服務規律の確保など、不祥事の再発防止に向けたコンプライアンス意識の徹底になお一層取り組んでいく必要がある。</p>	<p>【令和2年度実績】</p> <p>○コンプライアンスの徹底について、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修(研究部長級、研究主幹級、主査級、主任級、採用後3年目、新規採用職員)において、職員倫理、交通違反・事故の防止等に関する講義を行うとともに、本部長・場長会議をはじめとする各種会議において、交通違反・事故や非違行為の発生状況等を周知し注意喚起を図った。 また、綱紀の保持等に関して各試験場等に機会ある度に通知するなど、役職員に対して法令遵守意識の定着強化を図った。 さらに、道の「コンプライアンス確立月間」の取組などを参考に、管理職員による公務員倫理研修を実施したほか、発生した事案を各職場単位へ周知するとともに、本部管理職員が非違行為等の発生した試験場等に出向いて訓示を行い、職員一人一人に、これまで以上に法令遵守に対する意識の向上が図られるよう、きめ細かく対応した。 ・「ハラスメント防止に関する法律」の改正を踏まえ、各種指針を全面的に改正したほか、管理職員やハラスメント相談員に対する外部講師による研修や幹部職員に対するeラーニングによるマネジメント研修を実施した。 ・内部監査計画に基づき、公的研究の適正な管理・執行を図るための監査を計画的に実施した。 <p>【令和3年度計画】</p> <p>○コンプライアンスの徹底について、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修や会議等の場を効果的に活用し、役職員に対して法令遵守の徹底を図るとともに、ハラスメントの未然防止等に向けた取組を推進する。 ・研究活動における不正行為の防止を図るとともに、公的研究費の適正な管理、執行を図るため、「内部監査計画」に基づき監査を計画的に実施する。

項目 (※1)	令和元年度業務に係る 評価結果における指摘事項	業務運営及び計画への反映状況
その他業務運営	<p>○安全管理</p> <p>試験調査船の調査作業中に事故が発生し職員が負傷する労働災害が発生したことから「B」評価(※2)とする。事故発生後、直ちに現地の状況を把握し再発防止策を指示するとともに、事故等を未然に防止するため、職員教育や日常点検の取組の徹底を図っており、今後も道総研全体でなお一層取り組む必要がある。</p>	<p>【令和2年度実績】</p> <p>○安全確保・リスク管理について、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道総研安全衛生管理規程」等に基づき、総括安全衛生委員会を開催したほか、決定・報告した内容を直近の本部長・場長会議で報告・共有し、労働災害等の発生防止に向け、徹底を図った。 また、各試験場等において安全衛生委員会等を開催し、安全衛生に係る各種取組状況について意見交換を行い、安全衛生意識の向上を図った。 ・労働災害の未然防止に当たっては、機器の点検を行うとともに、道総研全体として取り組むことの重要性について職員へ周知徹底を図り、事故等を未然に防止するための取組を行った。 ・「道総研危機管理マニュアル」を全面的に改訂し、労働災害発生時の対応マニュアルの新設、全ての危機事案における緊急時連絡体制、速報や発生報告書の統一化、報道発表のタイミングや内容の明確化などを行い、危機を未然に防止するための取組みや発生時の対応をわかりやすく明確にした。 <p>【令和3年度計画】</p> <p>○安全確保・リスク管理について、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催や健康診断の実施、研修等による職員の安全衛生意識の醸成、機器設備の点検など「道総研安全衛生管理規程」に基づく取組を徹底し、職場における職員の安全及び健康の確保を図る。 ・イベントの開催に当たっては、マニュアル等を整備するなど、事故等の発生を未然に防止するよう取り組む。 ・事故・災害等の緊急事態の発生時に、より迅速かつ的確に対応に当たれるよう、「危機管理マニュアル」を周知・徹底する。

(※1)「地方独立行政法人北海道立総合研究機構の令和元年度業務の実績に関する評価結果」(令和2年8月公表)による評価項目

(※2) B評価：十分に実施していない(取り組んではいるが所期の成果等を得られなかったとき)

2 第2期中期目標期間の業務実績に関する評価結果の反映状況

評価項目 (※1)	第2期中期目標期間の業務に係る評価結果における指摘事項	業務運営及び計画への反映状況
<p>住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>○知的財産の活用 知的財産の積極的な権利化を進め、権利数についても概ね目標を達しており、研究成果の道民への還元を推進するため、知的財産に係る支援団体等と連携して、積極的に利活用を促進したことは評価できる。 しかし、不適正な管理による特許権の失効や失効した育成権に係る利用許諾料を誤徴収するなど知的財産の不適正な管理があったことから「2」評価(※2)とする。 なお、再発防止策を講じ管理体制の強化を図っているが、今後とも継続して取り組む必要がある。</p>	<p>【第3期中期計画】 ○知的財産の管理・有効活用について、以下の取組を行う。 ・研究、技術支援の成果として得られた、活用が見込まれる重要な知見・技術、優良な植物の品種については、知的財産権を取得し、保護するとともに、技術動向や企業のニーズ、外部有識者の意見などを踏まえ、維持要否に係る基準のもと、譲渡等を進め適切に管理する。 【令和2年度実績】 ○知的財産の活用について、以下の取組を行った。 ・研究や技術支援の成果として得られた重要な知見や新しい技術については、本部内に設置した知的財産審査委員会において、技術の内容、活用見込みなどを踏まえ知的財産権取得の適否について審査し、出願が適当と認められる技術について特許出願等を行った。併せて、保有する特許権等の維持の必要性を審査し、活用が見込めない特許権等を整理するなどして、知的財産権の適切な管理を行った。 ・研究や技術支援の成果として得られた重要な知見や新しい技術のうち、技術の内容などを考慮して公開がなじまないものは、知的財産審査委員会の意見などを踏まえ知的財産権を取得せずに秘匿すべき技術(ノウハウ)として法人管理ノウハウに指定するなど、適切な管理を行った。</p>

評価項目 (※1)	第2期中期目標期間の業務に係る評価結果における指摘事項	業務運営及び計画への反映状況
<p>住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>○依頼試験等の実施及び設備等の提供</p> <p>依頼試験、設備使用の利用者増加に向け、パンフレットの配布や企業訪問、研修会・講習会、メールマガジン等において積極的にPRを行うとともに、ホームページの見直しなど利用者の利便性の向上を図ったことは評価できる。</p> <p>しかし、依頼試験の実施件数が目標値に達していないことに加え、依頼試験成績書の記載内容に転記ミスによる誤りが発覚し、依頼試験を適切に実施できなかったことから「2」評価(※2)とする。</p> <p>なお、各研究本部においてチェック体制の強化や試験データの取扱いの明確化などに取り組んでいるが、今後とも継続して取り組む必要がある。</p>	<p>【第3期中期計画】</p> <p>○依頼試験、設備使用等の実施について、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等の研究開発を支援するとともに、研究成果の活用促進や研究ニーズを把握する機会として、依頼試験の実施や試験設備、機器を貸与する。 ・実施にあたっては、大学や研究機関、企業等の外部機関との役割分担を踏まえながら、道総研の強みを生かして企業等の多様なニーズに対応する。 ・ホームページ等により技術支援制度の利用方法や使用できる設備などについて分かりやすく説明し、利便性の向上を図る。 <p>【令和2年度実績】</p> <p>○依頼試験、設備使用等の実施について、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術支援制度に関するチラシやパンフレット、クリアファイルを配付するとともにホームページ、メールマガジン等において利用者向けにPR活動を行った。 ・研修会・講習会、展示会などを活用した普及活動のほか、連携協定締結機関に対しても積極的に情報を提供し、利用者増加に向けた取組を行った。 ・依頼試験成績書の記載ミスの再発防止に向け、道総研全体として成績書発行に当たってのダブルチェック体制の確立や適切な試験データの保存などの再発防止策について、連携推進会議にて各研究本部の企画課長を通じ周知するなど、継続して再発防止の徹底に取り組んだ。

評価項目 (※1)	第2期中期目標期間の業務に係る評価結果における指摘事項	業務運営及び計画への反映状況
その他業務運営	<p>○法令の遵守</p> <p>階層別研修や各種会議などの機会を通じて、コンプライアンス意識を徹底し、業務執行における中立性と公安性を確保するとともに、研究活動における不正行為の防止を図っているが、職員の非違行為により懲戒処分を行う事案が続いていることから、「2」評価(※2)とする。</p> <p>今後も法令遵守や服務規律の確保など、不祥事の再発防止に向けたコンプライアンス意識の徹底になお一層取り組んでいく必要がある。</p>	<p>【第3期中期計画】</p> <p>○コンプライアンスの徹底について、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道総研に対する道民からの信頼を損なうことがないよう、役員及び職員に対する研修などの機会を通じて、コンプライアンスの意識を徹底し、業務執行における中立性と公平性を確保するとともに、不正行為の防止を図る。 <p>【令和2年度実績】</p> <p>○コンプライアンスの徹底について、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修（研究部長級、研究主幹級、主査級、主任級、採用後3年目、新規採用職員）において、職員倫理、交通違反・事故の防止等に関する講義を行うとともに、本部長・場長会議をはじめとする各種会議において、交通違反・事故や非違行為の発生状況等を周知し注意喚起を図った。 また、綱紀の保持等に関して各試験場等に機会ある度に通知するなど、役職員に対して法令遵守意識の定着強化を図った。 さらに、道の「コンプライアンス確立月間」の取組などを参考に、管理職員による公務員倫理研修を実施したほか、発生した事案を各職場単位へ周知するとともに、本部管理職員が非違行為等の発生した試験場等に出向いて訓示を行い、職員一人一人に、これまで以上に法令遵守に対する意識の向上を図られるよう、きめ細かく対応した。 ・「ハラスメント防止に関する法律」の改正を踏まえ、各種指針を全面的に改正したほか、管理職員やハラスメント相談員に対する外部講師による研修や幹部職員に対するeラーニングによるマネジメント研修を実施した。 ・内部監査計画に基づき、公的研究の適正な管理・執行を図るための監査を計画的に実施した。

評価項目 (※1)	第2期中期目標期間の業務に係る評価結果における指摘事項	業務運営及び計画への反映状況
その他業務運営	<p>○安全管理</p> <p>職員が安全な労働環境で業務に従事できるよう安全衛生に対する取組の強化を図ってきたが、牛の脱柵事故、灯油漏洩事故及び調査船による漁網損傷事故や、調査船での作業中の労働災害等が発生したため、「2」評価(※2)とする。</p> <p>今後も事故等を未然に防止するため、職員教育や日常点検の取組の徹底など、道総研全体でなお一層取り組む必要がある。</p>	<p>【第3期中期計画】</p> <p>○安全確保・リスク管理について、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が安全な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、イベント等の開催にあたっては事故等の発生を未然に防止するよう取り組む。 また、事故・災害等の緊急時の対応策について、あらかじめリスクを想定し連絡体制や責任者を明確にするなど、必要な体制の整備等に取り組む。 <p>【令和2年度実績】</p> <p>○安全確保・リスク管理について、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道総研安全衛生管理規程」等に基づき、総括安全衛生委員会を開催したほか、決定・報告した内容を直近の本部長・場長会議で報告・共有し、労働災害等の発生防止に向け、徹底を図った。 また、各試験場等において安全衛生委員会等を開催し、安全衛生に係る各種取組状況について意見交換を行い、安全衛生意識の向上を図った。 ・労働災害の未然防止に当たっては、機器の点検を行うとともに、道総研全体として取り組むことの重要性について職員へ周知徹底を図り、事故等を未然に防止するための取組を行った。 ・「道総研危機管理マニュアル」を全面的に改訂し、労働災害発生時の対応マニュアルの新設、全ての危機事案における緊急時連絡体制、速報や発生報告書の統一化、報道発表のタイミングや内容の明確化などを行い、危機を未然に防止するための取組みや発生時の対応をわかりやすく明確にした。

(※1)「地方独立行政法人北海道立総合研究機構の第2期中期目標期間(平成27年度～令和元年度)の業務実績に関する評価結果」(令和2年8月公表)による評価項目

(※2) 2評価：十分に実施していない(取り組んではいるが所期の成果等を得られなかったとき)